○外務省告示第六十号

平成二十六年二月六日にサントドミンゴで、ドミニカ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がドミニカ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　佐藤宗一在ドミニカ共和国大使

ドミニカ共和国側　ホセ・マヌエル・トゥルジョールス外務次官

平成二十六年二月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○文化庁告示第五号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十六年二月十日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十六年二月二十四日

文化庁長官　青柳　正規

相模原市録音奉仕会

○農林水産省告示第二百八十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月一日　第九号

二　登録認定機関の名称及び住所

一般社団法人民間稲作研究所認証センター

栃木県河内郡上三川町大字鞘堂七十二番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

栃木県河内郡上三川町大字鞘堂七十二番地

○農林水産省告示第二百八十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月一日　第十四号

二　登録認定機関の名称及び住所

宮崎県綾町　宮崎県東諸県郡綾町大字南俣五百十五番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

宮崎県東諸県郡綾町

(2)　認定を行う事業所の所在地

宮崎県東諸県郡綾町大字南俣千百二十八番地

○農林水産省告示第二百八十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月一日　第二十三号

二　登録認定機関の名称及び住所

一般社団法人奈良県植物防疫協会　奈良県橿原市四条町八十八番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

奈良県

(2)　認定を行う事業所の所在地

奈良県橿原市四条町八十八番地

○農林水産省告示第二百八十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年六月九日　第五十九号

二　登録認定機関の名称及び住所

公益財団法人やまがた農業支援センター　山形県山形市緑町一丁目九番三十号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

山形県

(2)　認定を行う事業所の所在地

山形県山形市緑町一丁目九番三十号

○農林水産省告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　千葉県富里市立沢字台畑七四七の一、七六六、七六七、七六八・七九八合併、七六九、七七〇、七七一（次の図に示す部分に限る。）、七九九、八〇二の一、八〇二の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を千葉県庁及び富里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡高野町大字南字中坊六〇、六二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を千葉県庁及び富里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正